

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 ()	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
◎港湾隣接地域の指定 (港湾・海岸課)	2
公 告	
◎公告(港湾隣接地域の指定)の一部変更 (港湾・海岸課)	2
入札公告	
○一般競争入札(高知県庁本庁舎で使用 する電気)の公告 (管財課)	3

告 示

高知県告示第641号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- (2) 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)よどやドラッグ土佐道路店
高知市朝倉字勝負ノ川甲491番1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
高知市高須一丁目5番30号

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 文 則	高知市高須一丁目 5番30号

(6) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年6月25日

(7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,015平方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

46台

イ 駐輪場の収容台数

15台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6立方メートル

(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び

閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社よどや	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成28年10月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第642号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社ニトリ 代表取締役 似島 昭雄

(2) 届出者の住所

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ土佐道路店

高知市朝倉字榊甲185-1ほか

(4) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)1箇所

(変更後)2箇所

(5) 変更年月日

平成28年10月28日

(6) 変更理由

顧客利便性の向上並びに周辺交通影響の軽減を図るため

2 届出年月日

平成28年10月21日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第643号

高知地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知

を平成28年11月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（基準点設置）
- 2 作業期間
平成28年11月11日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域
高知市薊野北町四丁目の一部、薊野中町及び一宮南町一丁目の全部

高知県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川渡 字上実間11708番1 から 吾川郡仁淀川町川渡 字上実間4391番1ま まで	前	8.0 } 17.2	147
	後	17.1 } 34.3	

高知県告示第645号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高知港（種崎地区）の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成28年11月22日

高知港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

高知港（種崎地区）港湾隣接地域として指定する範囲
標点 位置

- 1 高知市種崎浦ノ町148番の29地先の地点
- 2 標点1の地点から方向角237度00分04秒19.887メートルの地点

- 3 標点2の地点から方向角184度46分52秒87.727メートルの地点
 - 4 標点3の地点から方向角166度01分41秒51.345メートルの地点
 - 5 標点4の地点から方向角155度22分24秒42.280メートルの地点
 - 6 標点5の地点から方向角149度38分53秒40.743メートルの地点
 - 7 標点6の地点から方向角140度19分24秒40.379メートルの地点
 - 8 標点7の地点から方向角133度11分18秒45.380メートルの地点
 - 9 標点8の地点から方向角127度53分56秒43.077メートルの地点
 - 10 標点9の地点から方向角118度44分28秒14.393メートルの地点
 - 11 標点10の地点から方向角103度14分24秒21.329メートルの地点
 - 12 標点11の地点から方向角80度57分44秒57.376メートルの地点
 - 13 標点12の地点から方向角73度28分12秒51.297メートルの地点
 - 14 標点13の地点から方向角74度20分31秒182.108メートルの地点
 - 15 標点14の地点から方向角70度56分18秒234.900メートルの地点
 - 16 標点15の地点から方向角7度13分22秒118.035メートルの地点
 - 17 標点16の地点から方向角4度00分01秒100.000メートルの地点
 - 18 標点17の地点から方向角23度00分00秒183.000メートルの地点
 - 19 標点18の地点から方向角28度00分00秒95.000メートルの地点
 - 20 標点19の地点から方向角42度00分00秒254.000メートルの地点
 - 21 標点20の地点から方向角51度00分00秒550.000メートルの地点
 - 22 標点21の地点から方向角56度00分00秒564.000メートルの地点
 - 23 標点22の地点から方向角68度00分00秒900.001メートルの地点
 - 24 標点23の地点から方向角73度12分12秒340.214メートルの地点
- 標点1の地点から320度03分31秒に引いた直線、標点1の地点

から標点24の地点までを順次に直線で結んだ線、標点24の地点から162度31分37秒に引いた直線及び水際線により囲まれた陸域

公 告

昭和38年12月13日付け高知県公報号外第69号の公告（港湾隣接地域の指定）の一部を次のとおり変更する。

平成28年11月22日

高知港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

本文中「第37条の2」を「第37条」に、

330 の1	標点329の地点から239度97メートルの地点
330 の2	高知市種崎字榎原726番1地東南端の地点
330 の3	標点330の2の地点から73度237メートルの地点
331	標点330の3の地点から9度90メートルの地点
332	標点331の地点から4度125メートルの地点
333	標点332の地点から230度183メートルの地点
334	標点333の地点から28度95メートルの地点
335	標点334の地点から42度254メートルの地点
336	標点335の地点から51度550メートルの地点
337	標点336の地点から56度564メートルの地点
338	標点337の地点から68度900メートルの地点
339	標点338の地点から72度143メートルの地点

標点294の地点から159度に引いた直線、標点294から330の1までの各地点を順次結ぶ直線、標点330の1の地点と330の2の地点を結ぶ臨港道路に沿った線、標点330の2から339までの各地点を順次結ぶ直線、標点339の地点から180度に引いた直線並びに水際線により囲まれた陸域（別図に示す地域）

を
「

330	標点329の地点から231度72メートルの地点
-----	-------------------------

 標点294の地点から159度に引いた直線、標点294から標点330までの各地点を順次に結ぶ直線、標点330の地点から320度に引いた直線及び水際線により囲まれた陸域（別図に示す地域）」
 に改める。

 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県庁本庁舎で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

平成29年4月1日午前零時から平成30年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第

638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総務部管財課

電話番号088-823-9322

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成28年11月22日（火）から平成29年1月11日（水）まで（高知県の休日と定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成28年11月22日午前9時から平成29年1月11日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/>）で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

入札書を平成29年1月11日午後5時までに(1)の交付場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年1月12日（木）午後4時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年12月16日（金）午後4時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年12月12日（月）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, Main Building
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 16 December 2016
- (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 11 January 2017
- (4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9322
- (5) Others: As in the tender documentation